

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針」(分野別運用方針)の改正について

令和2年2月
国土交通省

特定技能在留資格の建設分野における職種の追加について (分野別運用方針の改正:令和2年2月28日閣議決定)

1. 背景

特定技能在留資格を創設するための改正入管法が、平成30年12月に成立、同法に基づく政府基本方針、分野別運用方針が同年末に閣議決定され、平成31年4月に施行。国土交通省関係では、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊の5分野において、新たな在留資格制度を活用した外国人材の受入れを行っているところ。

今般、受入れ開始約1年が経過し、建設分野の受入れ職種の追加等の所要の改正を行う。

2. 分野別運用方針の概要

受入れ職種等については、各特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針である分野別運用方針において定めている。

※受入れ職種の考え方

- ・特定の職種で特定技能外国人を受け入れることについて業界の合意が形成されていること
- ・海外における技能評価試験実施に向けた業界団体の準備体制が整っていること

3. 追加する職種について

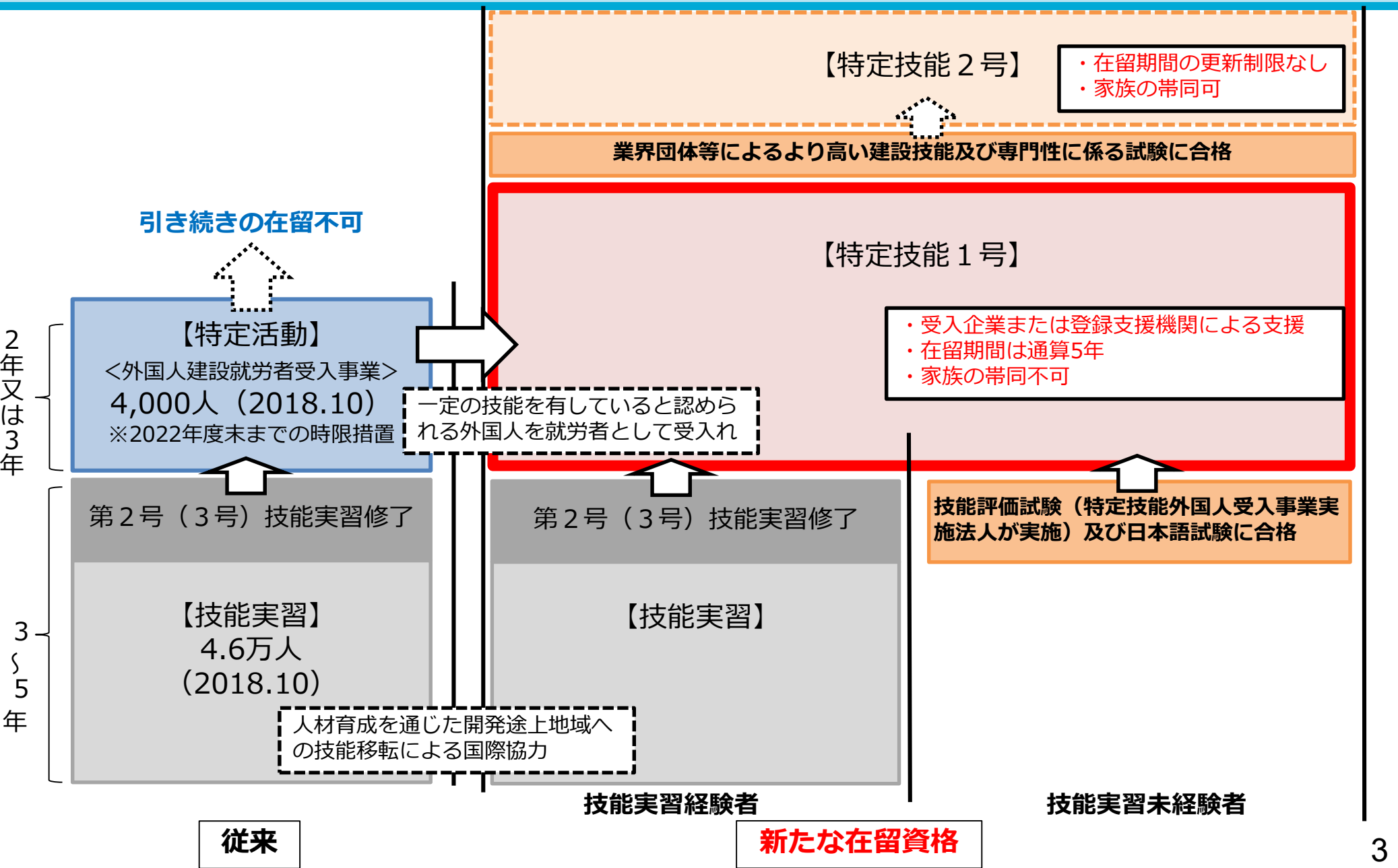
建設分野について、現在の11職種に**7職種**を追加し、**18職種**に変更

追加する職種:とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工

建設分野特定技能の受入対象業務

職種	受入開始年
<p> 型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ／表装 < 1 1 職種 > </p>	<p>2019年</p>
<p> とび、建築大工、建築板金、配管、保温保冷、ウレタン断熱、海洋土木工 < 7 職種 > </p>	<p>2020年</p>

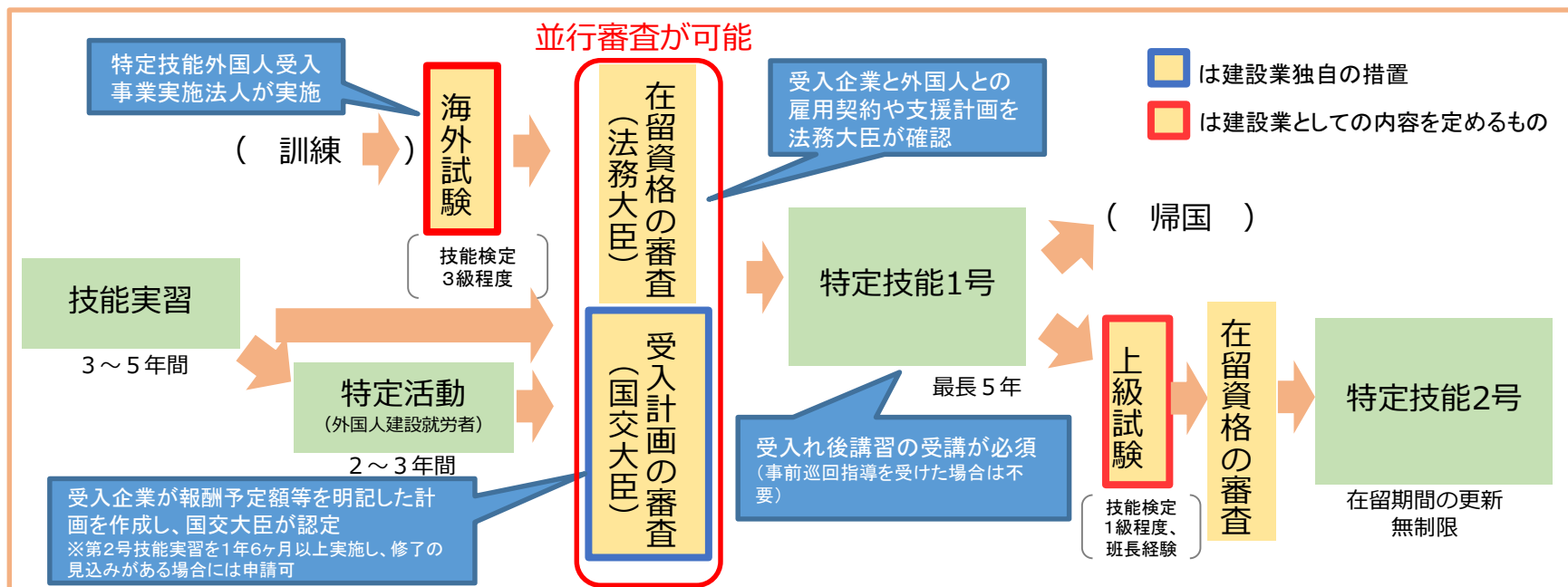
※ 太字の職種は、関連の職種での技能実習の受入れ実績があるもの。



国土交通省への受入計画の認定関係(建設分野)

○ 1号特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、1号特定技能外国人の在留資格の審査と並行し、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める(具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)
- 3) 受入計画の認定基準
 - ① 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ② 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ③ 特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ④ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
 - ⑥ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
 - ⑦ 国又は適正就労監理機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ等



技能実習等の受入対象職種との対応関係

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野（25職種38作業）

職種名	作業名	※
さく井	パーカッション式さく井工事作業	37
	ロータリー式さく井工事作業	
建築板金	ダクト板金作業	172
	内外装板金作業	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	128
建具製作	木製建具手加工作業	73
建築大工	大工工事作業	1,089
型枠施工	型枠工事作業	2,018
鉄筋施工	鉄筋組立て作業	2,066
とび	とび作業	3,935
石材施工	石材加工作業	121
	石張り作業	
タイル張り	タイル張り作業	195
かわらぶき	かわらぶき作業	112
左官	左官作業	474
配管	建築配管作業	527
	プラント配管作業	
熱絶縁施工	保温保冷工事作業	142
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	976
	カーペット系床仕上げ工事作業	
	鋼製下地工事作業	
	ボード仕上げ工事作業	
表装	カーテン工事作業	117
	壁装作業	
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	89
防水施工	シーリング防水工事作業	519
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	158
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業	5
建設機械施工	押土・整地作業	1,386
	積込み作業	
	掘削作業	
	締固め作業	
築炉	築炉作業	0
鉄工(※)	構造物鉄工作業	(1,033)
塗装(※)	建築塗装作業	(2,879)
	鋼橋塗装作業	
溶接(※)	手溶接	(6,749)
	半自動溶接	

※職種別「技能実習2号」への移行者数(H29)

技能実習から特定技能に移行可能な業務区分
建築板金（※2020年から追加）
建築大工（※2020年から追加）
型枠施工
鉄筋施工
とび（※2020年から追加）
屋根ふき
左官
配管（※2020年から追加）
保温保冷（※2020年から追加）
内装仕上げ／表装
コンクリート圧送
建設機械施工
特定技能において新たに設ける業務区分（技能実習がない業務区分）
トンネル推進工
土工
電気通信
鉄筋継手
吹付ウレタン断熱（※2020年から追加）
海洋土工（※2020年から追加）

特定技能の受入対象分野「建設分野」（19業務区分）

技能実習及び外国人建設就労者の受入対象分野25職種38作業のうち、15職種24作業が特定技能の受入対象となった

⇒「建設関係」の技能実習対象職種に従事する者のうち、約92%をカバー（H29実績ベース）

※建設業者が実習実施機関である場合に限る。移行者数は建設業者以外も含む。